

低所得の子育て世帯に対する 「子育て世帯生活支援特別給付金」

食費などの物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、特別給付金が支給されます。

ひとり親世帯分

金額 対象児童 1 人につき 5 万円

対 次の①～③のいずれかに該当する人

- ① 令和 5 年 3 月分または新規の 4 月分の児童扶養手当受給者（児童手当ではありません）
 - ② 年金を受給していて、令和 5 年 3 月分の児童扶養手当を受給していないひとり親
 - ③ 食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の対象となる水準のひとり親
- ※②・③の人には収入制限などの要件があります。

申請手続 【対象①】 不要

【対象②・③】 必要（※）

※児童扶養手当の受給資格がある人またはひとり親家庭の福祉医療費助成を受けている人で、特別給付金を申請していない人に対しては、9月頃に申請書類を郵送予定です。

それ以外のひとり親の人はお問い合わせください。

申請期限 令和 6 年 2 月 29 日(休)

振込日 【対象①】 5 月 29 日(月)

【対象②・③】 6 月以降随時（申請から約 2 か月後）

問 子育て支援課 ☎ 26-0994 FAX 26-1768

【HP 番号：22399】

その他世帯分

金額 対象児童 1 人につき 5 万円

対

【受給対象者】 次の①・②のいずれかに該当する人

- ① 令和 4 年度に実施した子育て世帯生活支援特別給付金（前回の給付金）の支給対象者（申請の可否に関わらず、前回の給付金を受け取った人または受取を拒否した人）
- ② 18 歳未満の児童（障害児の場合、20 歳未満）を養育し、食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割が非課税もしくは非課税相当となる人

【対象児童】（主な要件）

- ▶ 平成 17 年 4 月 2 日～令和 6 年 2 月 29 日生まれの児童（ただし、特別児童扶養手当対象児童は、平成 15 年 4 月 2 日～令和 6 年 6 月 29 日生まれ）
 - ▶ 他の子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象になっておらず、日本国内に住所を有し、施設入所していない児童
- ※他にも要件があります。詳しくは彦根市ホームページをご覧ください。

申請手続 【対象①】 不要（対象者には、5 月中旬にお知らせを郵送しています。）

【対象②】 必要（収入見込み額の申立書などを提出することで対象となる場合があります。公務員で児童手当を受けている人は、勤務先にて受給者であることの証明を受けただえでご提出ください。詳しくはお問い合わせください。）

申請期限 令和 6 年 2 月 29 日(休)

（令和 6 年 3 月分の認定の請求をした人への支給の申請は、令和 6 年 3 月 15 日(金)まで）

振込日 【対象①】 5 月 29 日(月)

【対象②】 6 月以降随時（申請から約 2 か月後）

他 児童手当や特別児童扶養手当、所得申告などの申請に不備があると、支給が遅れる場合がありますのでご注意ください。

問 保険年金課 ☎ 30-6136 FAX 22-1398

【HP 番号：22415】

※「ひとり親世帯分」と「その他世帯分」を重複して受給することはできません。

【省略記号】 ④ 日時 場 場所 対 対象 定 定員 費 費用（記載なし：無料） 他 その他 託 託児 申 申込 応 応募 問 問い合わせ先

【HP 番号】 彦根市ホームページにより詳しい情報を掲載している場合は、ホームページ番号を表記しています。彦根市ホームページのトップ画面にある検索欄にホームページ番号を入力すると、該当ページに直接アクセスすることができます。

お知らせ

マイナンバーカード交付休日 開庁日（予約者優先）

④ 6 月 11 日(日)、同 25 日(日)
いずれも 9：30～13：00（受付は 9：30～12：30）

場 市役所本庁舎（元町）1 階

他 詳しくは窓口予約システム（QR コード）または彦根市ホームページをご覧ください。

問 ライフサービス課

☎ 30-6151

FAX 22-1398

【HP 番号：3147】



「彦根市二十歳のつどい」の開催 および実行委員の募集

<令和 6 年 彦根市二十歳のつどい>
今年度は 1 部制で開催します。

④ 令和 6 年 1 月 7 日(日) 10：30～1 時間程度（9：50～受付）

場 ひこね市文化プラザ（野瀬町）

対 今年度、20 歳になる平成 15 年 4 月 2 日～平成 16 年 4 月 1 日生まれの人

他 手話・要約筆記などをご希望の場合はご連絡ください。詳細は、随時ホームページに掲載します。

【HP 番号：14463】

<実行委員の募集>

司会進行や代表あいさつなど企画運営を行う実行委員を募集します。

対 今年度、20 歳になる人で、活動意欲があり、数回程度の実行委員会および前日リハーサルなどに参加できる人

定 15 人程度（選考）

申 6 月 1 日(木)～同 30 日(金)に Web フォーム（QR コード）

他 実行委員に決定した人には 7 月に連絡します。

問 生涯学習課

☎ 24-7974

FAX 23-9190

【HP 番号：13935】



彦根市人権問題通信講座 受講生募集

基本的な人権問題を、気軽に在宅で学べます。彦根市ホームページに掲載されるテキストを読み、感想を書いて人権・福祉交流会館に提出します。

④ 令和 5 年 7 月～令和 6 年 1 月

対 市内在住・在勤・在学で、これまでに本講座を受講したことがない人

定 10 人（先着順）

申 6 月 1 日(木)～同 15 日(木)(当日消印有効)に電話・FAX・郵送・メールのいずれか

問 人権・福祉交流会館

(〒522-0236 犬方町 848-1)

☎ 25-0164 FAX 28-4373

✉ kizuna@ma.city.hikone.shiga.jp

【HP 番号：16772】

20 歳になったら国民年金

日本国内に居住している 20 歳以上 60 歳未満の人は、国民年金の被保険者（加入者）となります。20 歳になった人には、日本年金機構から国民年金に加入したことをお知らせしています。

【HP 番号：4890】

学生納付特例制度【HP 番号：4892】

在学中は、次の申請により保険料の納付が猶予されます。

対 前年度の所得が一定以下の学生
対象期間 原則 4 月（または 20 歳誕生日）から翌年 3 月まで

※申請時点の 2 年 1 か月前まで遡って申請することもできます。

申請窓口 彦根年金事務所、保険年金課、稲枝支所・各出張所

必要書類 学生証のコピー（有効期限がある場合は裏面を含む）または在学証明書（在学期間の分かるもの）

問 保険年金課

☎ 30-6136 FAX 22-1398

「あなたと私のつどい」「彦根市青年集会」実行委員募集

部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、人権が尊重される住みよい社会の実現を目標に実行委員会を組織し、つどい・集会を開催します。

① 差別をなくし人権を尊ぶあなたと私のつどい

<実行委員会>

④ 月 1 回程度（6 月～1 月）

場 人権・福祉交流会館（犬方町）

<つどい>

④ 11 月 18 日(土)

場 ひこね市文化プラザ（野瀬町）

エコホール

【HP 番号：16745】

② 差別をなくし人権を尊ぶ彦根市青年集会

<実行委員会>

④ 月 1 回程度（7 月～3 月）

場 人権・福祉交流会館（犬方町）

<集会>

④ 令和 6 年 2 月 17 日(土)

場 ひこね市文化プラザ（野瀬町）

メッセホール

【HP 番号：16746】

【①②共通事項】

対 市内在住・在勤・在学で、趣旨を理解し、月 1 回程度の実行委員会に参加して、意欲をもって企画・運営に取り組める人

定 若干名

申 6 月 1 日(木)～同 15 日(木)に電話または FAX

問 人権・福祉交流会館

☎ 25-0164 FAX 28-4373

